

第112回
定時株主総会

招 集
ご 通 知



スバル興業株式会社

・議決権行使につきましては、書面（郵送）
またはインターネット等による事前行使も
ご利用いただけます。

・株主総会にご出席される株主様へのお土産
はご用意しておりません。何卒ご理解くだ
さいますようお願い申し上げます。

| 開催日時 _____

2026年4月28日(火曜日)午前10時

(開場は午前9時10分を予定しております。)

| 開催場所 _____

東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 5階

「ラ・ローズⅡ」

| 議 案 _____

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任
の件

| 目 次 _____

| | |
|-----------|----|
| 株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 5 |
| 事業報告 | 13 |
| 連結計算書類 | 30 |
| 監査報告 | 32 |

(証券コード 9632)
2026年4月6日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目5番2号
スバル興業株式会社
取締役社長 永田 泉 治

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第112回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://subaru-kougyou.jp/ir/stock.html>



東証ウェブサイト

(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スバル興業」または「コード」に当社証券コード「9632」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、3頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年4月27日（月曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月28日(火曜日) 午前10時
(開場は午前9時10分を予定しております。)
 2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズⅡ」
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第112期(2025年2月1日から2026年1月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期(2025年2月1日から2026年1月31日まで)計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 以 上
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら**議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い**申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年4月28日(火曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時10分)

場所 第一ホテル東京 5階 「ラ・ローズII」

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年4月27日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

※書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコンやスマートフォン等から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2026年4月27日(月曜日) 午後5時30分入力完了分まで

※書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

※インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

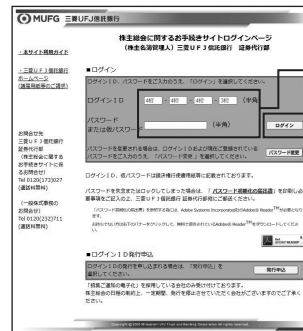
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化に努め、将来の資金需要に備えた内部留保を勘案しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としておりますが、業績動向を踏まえた株主の皆様への適切な利益還元も経営の重要な課題と認識しております。

当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移したことを勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり40円にいたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株当たり40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり80円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円
配当総額 516,184,080円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年4月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しており、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 性別 | 地位 | 当社における担当および重要な兼職の状況 | 候補者属性 |
|-------|--------------------------|----|-------------------|---------------------|----------|
| 1 | なが た せん じ 治 永 田 泉 治 | 男性 | 代表取締役社長 社長執行役員 | | 再任 |
| 2 | うえ の とし あき 明 上 野 俊 明 | 男性 | 取締役 執行役員 | 管理本部長 | 再任 |
| 3 | てら しま よし かず 一 寺 嶋 善 一 | 男性 | — | | 新任 |
| 4 | た こ のぶ ゆき 幸 太 古 伸 幸 | 男性 | 取締役 | 東宝(株) 取締役 副社長執行役員 | 再任 |
| 5 | いけ だ たか ゆき 之 池 田 隆 之 | 男性 | — | 東宝(株) 上席執行役員 | 新任 |
| 6 | ち ば あきら 明 千 葉 明 | 男性 | — | | 新任 社外 独立 |

新任
 新任取締役候補者
 再任
 再任取締役候補者
 社外
 社外取締役候補者
 独立
 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

※指名・報酬委員会について

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、2022年2月24日付で指名・報酬委員会を設置いたしました。

当委員会では、取締役の選任・解任、代表取締役等の選定・解職、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬、その他経営上の重要事項等について審議し、取締役会に報告いたします。

なお、当委員会は代表取締役社長および社外取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選定いたします。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|--|--|--|----------------|
| 1 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> なが た せん じ 永 田 泉 治 (1960年2月20日生) 男 性 | 1983年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社取締役 2012年 4 月 当社関西支社技術部長 2014年 6 月 当社道路関連事業本部長兼同本部管理部長 2016年 4 月 当社常務取締役 2018年 4 月 当社代表取締役社長 2022年 4 月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） | 21,697株 |
| <p><取締役候補者とした理由></p> <p>永田泉治氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、代表取締役社長就任以来、当社グループの経営全般において強いリーダーシップを発揮しております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> | | | |
| 2 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> うえ の とし あき 上 野 俊 明 (1969年1月21日生) 男 性 | 1993年 4 月 当社入社 2019年 4 月 当社取締役（2022年4月退任） 2019年 4 月 当社管理本部総務部長 2022年 4 月 当社執行役員（現任） 2022年 4 月 当社管理本部長（現任） 2023年 4 月 当社取締役（現任） | 8,533株 |
| <p><取締役候補者とした理由></p> <p>上野俊明氏は、長年にわたり人事、総務を中心とする管理部門の業務に携わり、豊富な経験と当社事業全般における高い知見を有しております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|--|------------|
| 3 | <p>新任</p> <p>てらしま よし かず 寺嶋善一 (1961年5月22日生) 男性</p> | <p>1985年4月 当社入社</p> <p>2011年10月 (株)東京ハイウェイ 取締役(現任)</p> <p>2018年3月 ハイウェイ開発(株) 代表取締役社長(現任)</p> | 0株 |
| | <p><取締役候補者とした理由></p> <p>寺嶋善一氏は、長年にわたり当社の主力事業である道路関連事業に携わり、現在は同事業を担う主要なグループ子会社において取締役および代表取締役を務める等、当社の道路関連事業全般における高い知見を有しております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> | | |
| 4 | <p>再任</p> <p>たこ のぶ ゆき 太古伸幸 (1965年12月4日生) 男性</p> | <p>1988年4月 東宝(株) 入社</p> <p>2005年4月 同社グループ経営企画(現:グループ経営推進)部長</p> <p>2008年5月 同社取締役</p> <p>2014年4月 当社取締役(現任)</p> <p>2014年5月 東宝(株) 常務取締役</p> <p>2017年5月 同社専務取締役</p> <p>2020年5月 東宝(株) 取締役副社長</p> <p>2021年5月 同社取締役 副社長執行役員(現任)</p> <p>【重要な兼職状況】 東宝(株) 取締役 副社長執行役員</p> | 922株 |
| | <p><取締役候補者とした理由></p> <p>太古伸幸氏は、親会社である東宝(株)や他社の取締役を務める等、企業経営に精通すると共に、経営企画をはじめとする管理部門での豊富な業務経験と知見を有しており、当社グループの方針や経営判断について適切な意見を期待できることから当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p>●同氏は、現在において、当社の特定関係事業者である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|-----------|---|---|----------------|
| | <p style="text-align: center;">新 任</p> <p style="text-align: center;">いけ だ たか ゆき 池 田 隆 之 (1963年4月2日生) 男 性</p> | <p>1987年4月 東宝(株) 入社</p> <p>2015年5月 東宝(株) 取締役</p> <p>2020年6月 TOHOシネマズ(株) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2021年5月 東宝(株) 上席執行役員 (現任)</p> <p>【重要な兼職状況】 東宝(株) 上席執行役員</p> | 0株 |
| 5 | <p><取締役候補者とした理由></p> <p>池田隆之氏は、親会社である東宝(株)の上席執行役員および他社での代表取締役を務める等、企業経営に深く精通されております。その豊富な見識は、事業運営における実務的なリスクを的確に予見し、実効性のある管理体制を構築する上で大きく資するものと考えております。同氏の知見は、当社のコーポレートガバナンスを一段と強化し、健全かつ持続的な成長を実現するために最適であると判断し、取締役として新たに選任をお願いするものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。 ●同氏は、現在において、当社の特定関係事業者である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|-----------|--|---|----------------|
| | <p style="text-align: center;">新 任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p> <p style="text-align: center;">独立役員候補者</p> <p style="text-align: center;">ちばあきら 千 葉 明 (1959年5月23日生) 男 性</p> | <p>1984年4月 外務省入省</p> <p>2006年8月 同省 国連企画調整課長</p> <p>2010年7月 同省 在アメリカ合衆国日本国大使館 公使</p> <p>2013年8月 同省 在イラン日本国大使館 公使</p> <p>2016年6月 同省 在ロサンゼルス総領事館 総領事</p> <p>2019年9月 同省 特命全権大使 (東南アジア諸国連合日本政府代表部在勤)</p> <p>2022年11月 同省 特命全権大使 (バチカン国駐節)</p> <p>2025年11月 外務省退官</p> | 0株 |
| 6 | <p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>千葉明氏は、外務省において長年にわたり要職を歴任される等、国際関係および組織運営に関する豊富な経験を有しております。同氏の持つ経験と幅広い国際的な知見は当社の経営に対して独立した立場から監督機能の強化を期待できるため、当社グループの企業価値向上に資すると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、新たに指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●本議案をご承認いただいた場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。 ●本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 | | |

- (注) 1. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

《ご参考》

取締役および執行役員に期待する専門性と経験（スキル・マトリックス）

・当社が取締役に期待する専門性と経験は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 性別 | 属性 | 当社が期待する専門性と経験 | | | | | | 指名・報酬委員会 |
|-------|-------|----|------|---------------|----------|---------|----------|----------|-------|------------|
| | | | | 企業経営 | 財務・IR/会計 | 人材開発/労務 | 法務/リスク管理 | 事業開発/M&A | 環境/社会 | |
| 1 | 永田 泉治 | 男性 | — | ● | | | ● | ● | ● | ● |
| 2 | 上野 俊明 | 男性 | — | ● | ● | ● | ● | | | |
| 3 | 寺嶋 善一 | 男性 | — | ● | | | | ● | ● | |
| 4 | 太古 伸幸 | 男性 | — | ● | | | | | | |
| 5 | 池田 隆之 | 男性 | — | ● | | | ● | | | |
| 6 | 千葉 明 | 男性 | (社外) | | | | ● | | ● | ● |
| —※ | 早川 健介 | 男性 | — | | ● | | ● | | | |
| —※ | 野元 三夏 | 女性 | (社外) | | | | ● | | | ● (委員長) |
| —※ | 上村多恵子 | 女性 | (社外) | ● | | | | | ● | ● |

※監査等委員である取締役であり、本総会における取締役選任議案の候補者ではございません。

・当社が取締役を兼務しない執行役員に期待する専門性と経験は、次のとおりであります。

| 地位 | 氏名 | 性別 | 主な担当 | 当社が期待する専門性と経験 | | | | | |
|------|-------|----|----------|---------------|----------|---------|----------|----------|-------|
| | | | | 事業運営/パ°レーション | 財務・IR/会計 | 人材開発/労務 | 法務/リスク管理 | 事業開発/M&A | 環境/社会 |
| 執行役員 | 大西 政樹 | 男性 | 道路(関西) | ● | | | | | ● |
| 執行役員 | 松原 正司 | 男性 | 経理・財務 | | ● | | | | |
| 執行役員 | 佐藤 章夫 | 男性 | 道路(東北) | ● | | | | | ● |
| 執行役員 | 平田 朋之 | 男性 | 経営戦略 | | | | | ● | ● |
| 執行役員 | 佐々木輝彦 | 男性 | 不動産/レジャー | ● | | | | | ● |

《ご参考》

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役が以下の基準のいずれかに当てはまる場合には、独立性を有しないと判断します。

1. 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（注1）
またはその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者
3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産（注3）を得ている
コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体で
ある場合は、当該団体に所属する者）
4. 当社の主要株主（注4）（当該株主が法人である場合はその業務執行者）
5. 最近3年において前1.～4.のいずれかに該当する者
6. 最近10年において次の(1)～(2)のいずれかに該当していた者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
7. 前1.～6. に該当する者および当社グループの業務執行者の二親等以内の親族

(注1) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。

(注2) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

(注3) 「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が過去3年間の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。

(注4) 「主要株主」とは、直接または間接に当社総議決権の10%以上を有する者をいう。

以 上

事業報告

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

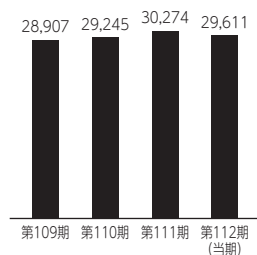
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復傾向にあるものの、米国の通商政策の動向に加え、今後の物価動向や金融資本市場の変動等の影響により、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

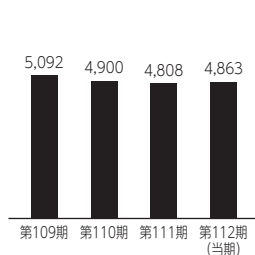
このような情勢のもと、当社グループはさらなる企業価値の向上を図るため、当事業年度を初年度とする新たな3カ年計画『中期経営計画2028』を策定し、各事業において業績の向上に努めました。この結果、当連結会計年度における売上高は296億1千1百万円（前期比2.2%減）、営業利益は48億6千3百万円（前期比1.1%増）、経常利益は49億5千9百万円（前期比1.8%増）、独占禁止法関連損失として特別損失を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は24億2千3百万円（前期比25.2%減）となりました。

業績ハイライト

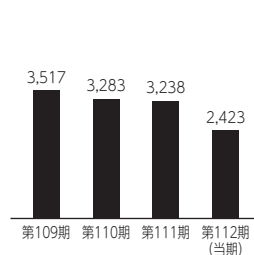
売上高 (百万円)



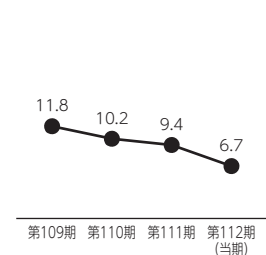
営業利益 (百万円)



親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



自己資本当期
純利益率(ROE) (%)



以下、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

(道路関連事業)

道路建設業界においては、政府による防災・減災、国土強靱化対策の推進により、公共投資が底堅く推移しましたが、慢性的な建設技能者不足や労務費・資機材価格の上昇等により、事業環境は引き続き厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループの道路関連事業においては、積算精度の向上や安全管理の徹底を通じて、一般競争入札における総合評価落札方式への対応強化を図りました。道路土木工事では、受注競争が継続するなか、橋梁補修工事を中心に受注確保に努めました。また、高速道路における大型工事の竣工により売上確保を図ったものの、一般道路における大型工事件件の受注が前期比で減少した影響もあり、売上高は前期比で減収となりました。年間契約を主とする道路維持管理業務では、当社のノウハウを活かした積極的な技術提案により受注を重ねましたが、一部作業における発注抑制等の影響により、前期比で減収となりました。道路清掃業務では、通常の路面清掃に加え、自然災害に伴う緊急対応業務が増加したことにより、売上高は前期を上回る水準で推移しました。

以上の結果、道路関連事業全体の売上高は272億4千2百万円（前期比2.9%減）、セグメント利益は50億2千9百万円（前期比1.1%減）となりました。

(レジャー事業)

飲食業界においては、インバウンド需要の拡大を背景に外食需要は総じて堅調に推移しました。一方、物価高騰による消費者の節約志向の高まりや、慢性的な人手不足に伴う人件費の増加、さらに光熱費および原材料価格の上昇等により、依然として厳しい事業環境が続きました。

このような状況のもと、当社の飲食事業では、価格の見直しや季節ごとに付加価値を高めた高単価商品の展開により顧客単価の向上を図りました。また、SNSを活用した会員限定情報の配信や割引クーポン付きチラシの配布、社内接客コンクールの実施等を通じてサービス品質の向上と新規顧客・リピーターの獲得に努めました。これらの施策の効果もあり、売上高は前期を上回りました。

マリナ事業では、年間契約の船舶係留数が引き続き高水準で推移し、渡船・観光船事業も堅調に稼働しました。さらに、係留料の改定やビジター艇の受け入れ拡大、船舶補修業務の受注強化等を推進しました。一方、『東京夢の島マリナ』の管理運営業務が2024年3月31日をもって終了したことにより、前期に比べ減収となりました。

以上の結果、レジャー事業全体の売上高は13億1千8百万円（前期比6.5%増）、セグメント利益は6千8百万円（前期比44.1%増）となりました。

(不動産事業)

不動産事業においては、新規事業用地の取得や既存物件の賃料改定を行う等、収益の向上に努めました。

『吉祥寺スバルビル』や前期に取得した千葉県千葉市の物件も含め賃貸用事業用地等の物件が堅調に稼働したことにより、売上高は10億5千万円（前期比7.2%増）、セグメント利益は7億1百万円（前期比11.0%増）となりました。

なお、2025年6月に埼玉県春日部市内に事業用地を取得しました。また、同年10月に宮城県仙台市内に所有する事業用地を一部賃貸用地に転用し、いずれも賃貸を開始しました。

(注) 営業利益は、各報告セグメント損益の合計額（58億円）から全社費用（9億3千6百万円）を控除しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費(総務・経理等管理部門に係る費用)であります。

なお、当社は、2025年9月30日、首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札に関し、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会による立入検査を受けました。同委員会による調査は継続中であり、現時点において事実関係および当社の法的責任の有無・内容は確定しておりません。また、現時点で入手可能な情報に基づき、合理的に見積もられる損失見込額11億4千7百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。

なお、今後の調査の進展等により、実際の結果は変動する可能性があります。

本件については、当社と利害関係がなく、また独立性と専門性を有する弁護士事務所による第三者調査が実施されております。当社は、本調査の結果を踏まえ、内部統制およびコンプライアンス体制の強化を含む必要な対応を検討・実施してまいります。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は12億7千4百万円で、その主なものは道路関連事業における作業用車両の購入、不動産事業における事業用地の取得に係るものであります。

なお、これに要した資金はすべて自己資金でまかなっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの主力事業である道路関連事業を取り巻く事業環境は、高速道路のリニューアルプロジェクトの進展や、政府による防災・減災、国土強靱化対策の推進等を背景に、公共投資は底堅く推移することが見込まれております。

一方で、就業者の高齢化および若年入職者の減少に伴う技能者不足の深刻化、資機材価格の高騰ならびにエネルギーコスト上昇の長期化等により、当社グループを取り巻く経営環境は引き続き不透明な状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは、2025年3月策定の『中期経営計画2028』に基づき、サステナブルな社会づくりへの貢献および人材の充実・新しい働き方の推進を基本方針として、各事業において重点施策を推進し、持続的成長の実現と数値目標の達成ならびに企業価値の向上に取り組んでおります。

以下、セグメント別の対処すべき課題であります。

(道路関連事業)

① 技術者の採用・育成

高速道路のリニューアルプロジェクトや災害発生時の緊急対応には、高度なオペレーション能力と迅速な対応力が求められております。また、施工の効率化および品質確保のためには、多工種にわたる施工経験を有する技術者の確保が不可欠であり、人材の採用・育成等の人的資本投資は重要な経営課題であります。

当社グループは、国籍・性別や新卒・中途の別を問わず多様な人材の確保に努めるとともに、資格取得支援や階層別教育の充実により専門性の向上を図り、安定的な施工体制の確保に取り組んでおります。

② 受注拡大に向けた取組

我が国の道路インフラは高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化の進行が課題となっております。当社グループは、長年にわたり培ってきた技術力を活かし、道路・橋梁の異常箇所早期発見および重大事故の未然防止に努めております。また、多数の特殊車両・機械を自社保有する体制を強みとして、緊急時においても迅速な対応を可能とするとともに、安全管理および品質管理の徹底により顧客からの信頼の維持・向上を図り、大規模更新・修繕工事ならびに関連する交通規制業務の受注拡大に取り組んでおります。

③ 環境・社会投資

環境事業においては、自社開発の汚濁水浄化製品の販売および施工協力を通じて事業規模の拡大と収益性の向上に取り組んでおります。また、国内太陽光発電所の発電効率の改善を推進し、クリーンエネルギーの安定供給を通じて地球温暖化対策に貢献するとともに、収益の向上を図っております。

さらに、社会貢献活動の一環として、国、地方自治体および高速道路会社等と災害協定を締結し、地震、大雪、台風、集中豪雨等の災害発生時における道路インフラの安全確保に向け、災害防止および復旧活動に取り組んでおります。

④ 多角的な取組

当社のノウハウを活かし、道路管理施設や公園施設等に係るコンセッション方式およびプロポーザル方式によるPFI/PPP事業への新規参入を目指し、受注体制の整備を進めております。また、DXの活用を通じて技術力のさらなる向上を図っております。

(レジャー事業)

飲食事業

店舗数拡大・付加価値の創出

原材料価格の動向を踏まえ、適宜メニューの見直しおよび価格改定を実施するとともに、店舗運営の効率化を推進し、収益の確保に取り組んでおります。また、立地条件およびコスト水準を精査した収益性の高い新規店舗の出店を進め、安定的な収益基盤の構築を図っております。

物品販売においては、多様化する顧客ニーズに対応した商品提案を行い、販路の拡大に取り組んでおります。

マリーナ事業

船舶係留数の維持・拡大

マリーナおよび付帯施設について計画的な修繕および設備更新を実施し、来場者に対する安全かつ安心な施設運営の確保に取り組んでおります。また、有資格者の育成・確保によりサービスのさらなる充実を図り、契約者数の減少リスクに対応するとともに、高水準の船舶係留数の維持に努めております。さらに、船舶の修理・販売およびレンタル等の付帯業務の受注拡大を図るほか、新たな利用者層の開拓や新規マリーナの運営受託に取り組み、事業規模の拡大を推進しております。

(不動産事業)

所有物件の付加価値向上

所有物件については、計画的な修繕工事および設備更新を実施し、入居テナントの満足度向上を通じて物件の付加価値の向上を図っております。

また、立地条件および採算性を精査のうえ、中長期的に安定収益が見込まれる優良物件の取得と所有物件のポートフォリオを見直し、再評価に取り組んでおります。

セグメント別の対処すべき課題は以上であります。

なお、当社は、首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札に関し、公正取引委員会による調査を受けている状況を踏まえ、コンプライアンス体制および内部統制のさらなる強化を重要な経営課題と位置付けております。

既に第三者調査は実施されており、その結果を踏まえ、必要な改善措置を適切に講じております。

また、コンプライアンス体制の高度化を図るとともに、M&A等の投資機会の検討を進め、多角経営の利点を活かした収益性の高い事業ポートフォリオの構築を図り、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組を推進してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第109期 (2023年1月期) | 第110期 (2024年1月期) | 第111期 (2025年1月期) | 第112期 (2026年1月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売上高 | 28,907 ^{百万円} | 29,245 ^{百万円} | 30,274 ^{百万円} | 29,611 ^{百万円} |
| 営業利益 | 5,092 | 4,900 | 4,808 | 4,863 |
| 経常利益 | 5,206 | 4,947 | 4,872 | 4,959 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,517 | 3,283 | 3,238 | 2,423 |
| 1株当たり当期純利益 | 273.34 ^円 | 254.95 ^円 | 251.23 ^円 | 187.89 ^円 |
| 総資産 | 36,246 ^{百万円} | 38,723 ^{百万円} | 40,822 ^{百万円} | 43,828 ^{百万円} |
| 純資産 | 31,235 | 33,564 | 35,623 | 37,047 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当社は、2024年2月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第109期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第111期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第110期の関連する財産および損益の状況の推移については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額になっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (2026年1月31日現在)

① 親会社の状況

1. 親会社との関係

| 会社名 | 資本金 百万円 | 当社に対する議決権比率 % | 主要な事業内容 |
|--------|------------|------------------|----------------------------------|
| 東宝株式会社 | 10,355 | 54.16 (1.12) | 映画の製作・配給および興行、演劇の製作および興行、不動産の賃貸他 |

(注) 当社に対する議決権比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しており、() 内は間接所有分内数であります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

記載すべき重要な事項はありません。

3. 親会社との間の重要な財務および事業の方針に関する契約等に関する事項

親会社と当社との間には、事業活動を行ううえでの承認事項等、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社の責任のもとで業務執行を図っており、親会社からの自主独立性は確保されていると認識しております。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 百万円 | 当社の議決権比率 % | 主要な事業内容 |
|--------------|------------|---------------|------------------------------|
| ハイウェイ開発株式会社 | 100 | 100.00 | 道路維持管理業務、道路清掃業務、有料道路等の売店運営業務 |
| 株式会社東京ハイウェイ | 86 | 100.00 | 道路維持管理業務、道路清掃業務、有料道路等の売店運営業務 |
| 株式会社アイ・エス・エス | 10 | 100.00 | 橋梁・構造物等の設計業務 |

(注) 当連結会計年度末日における連結子会社数は、上記会社を含め12社となっております。

(6) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

| 事業区分 | 主要な事業 |
|--------|--|
| 道路関連事業 | 道路維持管理業務、道路土木工事、道路清掃業務、橋梁・構造物等の設計業務、有料道路等の売店運営業務、太陽光発電事業 |
| レジャー事業 | 飲食・物販等の事業、マリーナの運営事業 |
| 不動産事業 | 不動産賃貸業 |

(7) 主要な事業所および施設 (2026年1月31日現在)

① 当社

| 名称 | 事業所数 | 所在地 |
|------------|------|--|
| 本社 | 1 | 東京都 |
| 関西支社 | 1 | 大阪府 |
| 東北支店 | 1 | 宮城県 |
| 名古屋支店 | 1 | 愛知県 |
| 道路事業所 | 13 | 東京都6カ所、青森県、宮城県、秋田県、愛知県、大阪府、兵庫県2カ所 |
| 太陽光発電所 | 4 | 宮城県、兵庫県3カ所 |
| 飲食店・喫茶店 | 6 | 東京都5カ所、埼玉県 |
| 物品販売事業所 | 1 | 神奈川県 |
| マリーナ | 2 | 千葉県、神奈川県 |
| 賃貸ビル・倉庫・土地 | 20 | 東京都5カ所、宮城県、埼玉県、千葉県3カ所、神奈川県2カ所、静岡県2カ所、大阪府2カ所、兵庫県2カ所、岡山県、広島県 |
| 駐車場 | 2 | 岩手県、千葉県 |
| 合計 | 52 | |

② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|--------------|--|
| ハイウェイ開発株式会社 | 本社（東京都）、支店（大阪府）、事業所6カ所（東京都他） |
| 株式会社東京ハイウェイ | 本社（東京都）、事業所8カ所（静岡県他） |
| 株式会社アイ・エス・エス | 本社（東京都）、支社2カ所（広島県他）、支店3カ所（愛知県他）、事業所2カ所（新潟県他） |

(8) 従業員の状況 (2026年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業部門 | 従業員数 |
|-------------|-------------|
| 道路関連事業 | 627名 (267名) |
| レジャー事業 | 38名 (200名) |
| 不動産事業 | 7名 (4名) |
| 全社(共通) | 32名 (0名) |
| 合計 | 704名 (471名) |
| 前連結会計年度末比増減 | △1名 (△18名) |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、嘱託115名を含みます。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。
4. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 213名 (42名) | △8名 (△12名) | 43.1才 | 13.2年 |

- (注) 1. 従業員数は、嘱託43名、受入出向者63名を含みます。
※平均年齢、平均勤続年数には嘱託、受入出向、外部出向の者は含みません。
2. 従業員数には、外部出向者33名を含みません。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。

(9) 主要な借入先 (2026年1月31日現在)

該当する事項はありません。

II. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項（2026年1月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 13,310,000株 |
| ③ 株主数 | 6,888名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|-------|---------|
| | 千株 | % |
| 東 宝 株 式 会 社 | 6,806 | 52.74 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 627 | 4.85 |
| S I M P L E X O Y A K O F U N D | 515 | 3.99 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT | 420 | 3.25 |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) | 202 | 1.56 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT | 200 | 1.54 |
| 野 村 證 券 株 式 会 社 | 141 | 1.09 |
| ROYAL BANK OF CANADA (CHANNEL ISLANDS) LIMITED - REGISTERED CUSTODY | 140 | 1.08 |
| 東 宝 フ ァ シ リ テ ィ ー ズ 株 式 会 社 | 84 | 0.65 |
| 大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社 | 75 | 0.58 |

- (注) 1. 当社は、自己株式405,398株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 区 分 | 株 式 数 | 交付対象者数 |
|------------------------------|-------|--------|
| | 株 | 名 |
| 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。） | 6,697 | 5 |

- (注) 1. 当社は、2021年4月28日開催の第107回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2025年4月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年5月23日付で取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）5名、執行役員6名に対して自己株式9,981株の処分を行っております。

2. 譲渡制限付株式は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものと決議しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2026年1月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 性 別 | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------------------|-----------|-----|--|
| 代表取締役会長 | 小 林 憲 治 | 男 性 | |
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 永 田 泉 治 | 男 性 | |
| 取 締 役 専 務 執 行 役 員 | 今 沢 宏 之 | 男 性 | 道路関連事業本部長 兼 同本部技術部長 |
| 取 締 役 執 行 役 員 | 上 野 俊 明 | 男 性 | 管理本部長 |
| 取 締 役 | 太 古 伸 幸 | 男 性 | 東宝株式会社 取締役 副社長執行役員 |
| 取 締 役 | 宮 家 邦 彦 | 男 性 | |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 早 川 健 介 | 男 性 | 監査等委員会委員長 |
| 取締役(監査等委員) | 野 元 三 夏 | 女 性 | 弁護士 ウェブブロックホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) |
| 取締役(監査等委員) | 上 村 多 恵 子 | 女 性 | 株式会社三ツ星 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(常勤監査等委員)早川健介氏は、当社の内部監査室長および経理部長として長年にわたり管理業務に携わった経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、早川健介氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2025年4月25日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏は任期満了により退任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の担当の異動

取締役 執行役員 上野俊明 2025年4月1日 管理本部総務部長兼務を解く

取締役 専務執行役員 今沢宏之 2025年11月1日 道路関連事業本部管理部長兼務を解く

7. 当事業年度中の重要な兼職の異動について

取締役(監査等委員)野元三夏氏は、2025年6月19日をもってウェーブロックホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)に就任いたしました。

8. 当社は、2022年4月より執行役員制度を導入しており、2026年1月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 性 別 | 担 当 |
|--------|---------|-----|---|
| 常務執行役員 | 竹 島 美 喜 | 男 性 | レジャー事業本部長 兼 同本部マリーナ事業部長 兼 不動産経営担当 |
| 執行役員 | 大 西 政 樹 | 男 性 | 関西支社長 兼 同支社総務部長 兼 同支社管理部長 |
| 執行役員 | 松 原 正 司 | 男 性 | 管理本部経理部長 |
| 執行役員 | 佐 藤 章 夫 | 男 性 | 道路関連事業本部 東北支店長 |
| 執行役員 | 平 田 朋 之 | 男 性 | 経営戦略部長 |
| 執行役員 | 佐々木輝彦 | 男 性 | 不動産経営部長 兼 レジャー事業本部 飲食事業部長 兼 マリーナ事業部副部長 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないための措置として、故意によって生じた被保険者自身の損害等については、填補の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月24日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長および社外取締役で構成する指名・報酬委員会(構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選定する)を設置し、取締役の個人別の報酬等の内容は、当該委員会で審議を行った後、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定するものとなりました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮したうえで決定し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向け、インセンティブが十分に機能するような報酬体系とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、定期同額の月例金銭報酬とし、当社および当社グループの業績、当該取締役の役位、職務の内容および実績、世間水準ならびに従業員給与とのバランスを総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、単年度の業績目標を達成した場合に、金銭賞与を支給する。賞与の支給基準については、あらかじめ指名・報酬委員会の承認を経て、取締役会で決定する。その指標は、当社グループの単年度の成果を示す数値として最も適切と考えられる連結営業利益とし、当該年度の連結営業利益に応じて基本報酬月額 $0\% \sim 200\%$ を支給する。各取締役への支給は、当該事業年度終了後の一定の時期に金銭により行うものとする。

なお、社外取締役および監査等委員である取締役は対象外とする。

エ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は株式報酬とし、インセンティブが十分に機能することにより、持続的な企業価値および株主価値が向上することを目的とする。交付株式は一定期間、譲渡を制限する譲渡制限付株式とし、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、当該取締役の役位、職務の内容および実績、株価等を踏まえて決定する。

なお、社外取締役および監査等委員である取締役は対象外とする。

オ. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬である役員賞与、株式報酬と業績連動報酬以外の報酬である基本報酬の支給割合については、持続的な企業価値および株主価値の向上に向け、インセンティブが十分に機能するよう、最も適切な支給割合で決定するものとする。

カ. 個人別の報酬等の内容に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬額については、代表取締役の提案に基づき、指名・報酬委員会の審議および決議の内容ならびに監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で審議のうえ、決定する。

また、監査等委員である取締役の個別の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる 役員の員数 |
|----------------------|--------|------------|--------|---------------|----------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動賞与 | 譲渡制限付 株式報酬 | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 名 |
| 取締役（監査等委員である取締役を除く。） | 179 | 158 | － | 21 | 6 |
| （うち社外取締役） | （ 5 ） | （ 5 ） | （ － ） | （ － ） | （ 1 ） |
| 監査等委員である取締役 | 29 | 29 | － | － | 4 |
| （うち社外取締役） | （ 15 ） | （ 15 ） | （ － ） | （ － ） | （ 3 ） |
| 合 計 | 208 | 187 | － | 21 | 10 |
| （うち社外役員） | （ 21 ） | （ 21 ） | （ － ） | （ － ） | （ 4 ） |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
2. 取締役の支給人数には、2025年4月25日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
3. 業績連動賞与の内容等は、「Ⅱ. (3)④1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。当事業年度は特別損失計上を考慮し、業績連動賞与は不支給としております。
4. 譲渡制限付株式報酬の内容等は、「Ⅱ. (3)④1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年4月28日開催の第106回定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役1千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、11名（うち、社外取締役は1名）です。また、上記報酬額とは別枠で、2021年4月28日開催の第107回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、社外取締役を除く取締役に對して、譲渡制限付株式報酬額として年額5千万円以内、株式数の上限を年1万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、社外取締役を除く取締役の員数は、10名です。
6. 監査等委員である取締役の報酬額は、2017年4月27日開催の第103回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
7. 当事業年度において、社外取締役が当社の親会社または当社を除く親会社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

| 地 位 氏 名 性 別 | 重要な兼職の状況 | 出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|--|--|--|
| 社 外 取 締 役 宮 家 邦 彦 男 性 | 該当なし | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、外務省やシンクタンク等における要職の経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社 外 取 締 役 (監査等委員) 野 元 三 夏 女 性 | 弁護士 ウェーブロック ホールディングス 株式会社 社外取締役 (監査等委員) | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会10回のうちその全てに出席し、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。なお、重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。 |
| 社 外 取 締 役 (監査等委員) 上 村 多 恵 子 女 性 | 株式会社三ツ星 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会10回のうちその全てに出席し、長年企業経営に携わってきた豊富な経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

(注) 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の予防のために行った行為および発生後の対応
 当事業年度中の2025年9月30日、当社は、首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札に関し独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。
 各社外取締役は、本事案の疑義が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。
 本件の疑義判明後は、事実関係の調査を求めるとともに、原因究明や法令遵守の徹底に向けた取組に対して適宜提言を行う等、その職責を果たしております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部) | 千円 | (負債の部) | 千円 |
| 流動資産 | 22,642,237 | 流動負債 | 4,191,915 |
| 現金及び預金 | 13,537,691 | 支払手形及び買掛金 | 1,887,237 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 8,091,461 | リース債務 | 1,174 |
| 棚卸資産 | 876,178 | 未払法人税等 | 865,997 |
| その他 | 141,586 | 賞与引当金 | 157,647 |
| 貸倒引当金 | △4,679 | 役員賞与引当金 | 18,600 |
| 固定資産 | 21,185,809 | その他 | 1,261,258 |
| 有形固定資産 | 18,443,937 | 固定負債 | 2,588,420 |
| 建物及び構築物 | 2,221,258 | リース債務 | 2,153 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,354,025 | 繰延税金負債 | 14,027 |
| 土地 | 14,628,594 | 退職給付に係る負債 | 355,608 |
| リース資産 | 3,026 | 独占禁止法関連損失引当金 | 1,108,730 |
| 建設仮勘定 | 76,947 | 資産除去債務 | 457,703 |
| その他 | 160,086 | その他 | 650,196 |
| 無形固定資産 | 339,326 | 負債合計 | 6,780,335 |
| 契約関連無形資産 | 91,828 | (純資産の部) | |
| のれん | 187,559 | 株主資本 | 36,938,230 |
| その他 | 59,938 | 資本金 | 1,331,000 |
| 投資その他の資産 | 2,402,545 | 資本剰余金 | 1,363,727 |
| 投資有価証券 | 262,455 | 利益剰余金 | 34,566,581 |
| 繰延税金資産 | 482,141 | 自己株式 | △323,078 |
| 差入保証金 | 665,283 | 非支配株主持分 | 109,481 |
| 保険積立金 | 881,955 | | |
| その他 | 110,992 | 純資産合計 | 37,047,711 |
| 貸倒引当金 | △283 | 負債純資産合計 | 43,828,047 |
| 資産合計 | 43,828,047 | | |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------------------|------------|
| | 千円 |
| 売 上 高 | 29,611,297 |
| 売 上 原 価 | 22,559,340 |
| 売 上 総 利 益 | 7,051,956 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 2,188,300 |
| 営 業 利 益 | 4,863,656 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 34,518 |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益 | 23,965 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 10,818 |
| 受 取 保 険 金 | 5,494 |
| そ の 他 | 24,195 |
| 営 業 外 費 用 | 98,993 |
| 経 常 利 益 | 3,518 |
| 特 別 利 益 | 4,959,131 |
| 保 険 解 約 返 戻 金 | 8,704 |
| 特 別 損 失 | 8,704 |
| 独 占 禁 止 法 関 連 損 失 | 1,147,151 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 1,147,151 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,640,819 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △247,318 |
| 当 期 純 利 益 | 3,820,683 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 1,393,501 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 2,427,182 |
| | 3,330 |
| | 2,423,851 |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

スバル興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 泰 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スバル興業株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スバル興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、インターネット等を経由した手段も活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 会社は、首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札に関し、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会による立入検査を受け、現在も同委員会による調査が継続しております。（以下「本事案」といいます。）監査等委員会は、本事案の発生を受け、会社による調査への対応状況、独占禁止法その他の関連法令の遵守体制、再発防止に向けた取組状況について重点的に監査を行いました。その結果、現時点においては本事案に関して公正取引委員会による最終的な判断は示されておりませんが、会社は外部専門家を含む体制のもとで調査に適切に対応しており、必要な是正及び再発防止に向けた取組等が進められているものと認めます。
- ③ 現時点において、内部統制システムの有効性に重大な影響を及ぼす事態は認められず、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、監査等委員会としても、本事案の発生を厳粛に受け止め、引き続き再発防止に向けた取組状況を監視・検証してまいります。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月20日

スバル興業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 早 川 健 介 ㊟

監 査 等 委 員 野 元 三 夏 ㊟

監 査 等 委 員 上 村 多 恵 子 ㊟

(注) 監査等委員野元三夏及び上村多恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズⅡ」 TEL(03)3501-4411

| | | |
|-----------|--|-------------|
| 交通 | A JR線／山手線、京浜東北線、東海道本線、横須賀線・総武線(快速)新橋駅 | 日比谷口より徒歩約2分 |
| | B 東京メトロ 銀座線、都営浅草線 新橋駅 | 7番出口より徒歩約2分 |
| | C 都営三田線 内幸町駅 | A2出口より徒歩約3分 |



スバル興業株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。